

第 8 回小浜市農業委員会議事録
(縦覧用)

と き 令和 3 年 1 月 2 8 日 (木) 午後 4 時 3 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 防災対策室

出席委員

1 番 赤尾裕子	2 番 松井和幸	3 番 東清俊
4 番 和田千代	5 番 松尾志信	
	8 番 河嶋幸男	9 番 岡田昌樹
10 番 西田尚夫		

欠席委員

遅刻委員

6 番 早俊夫	7 番 福永吉孝	

出席事務局 阪本事務局長、的場 G L、大和、奥村

令和 3 年 1 月 2 8 日（木）午後 4 時 3 0 分小浜市役所 3 階 防災対策室において、第 8 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第 2 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 2 9 号 小浜市農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 3 0 号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について

【議長】皆さん、こんにちは。ただいまから第8回小浜市農業委員会を開催させていただきます。それでは、事務局より報告をお願い致します。

【事務局長】はい。皆様お疲れ様です。まずは本日、6番早委員と7番福永委員が遅れて参加となっておりますので、よろしくお願いいいたします。1月の活動報告でございますけれども、1月21日に福井県農業共済組合におきまして福井県農業会議常設審議委員会がありまして、西田会長に出席をいただきました。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として8番 河嶋委員、9番 岡田委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、4番 和田委員、5番 松尾委員でした。それでは、『議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。2件ございます。今回の申請は〇〇さんと〇〇さんが農地を交換したいとのことで、それぞれ3条申請が出されているものです。それでは説明いたします。番号1、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。申請土地の表示、1筆ございます。所在・地番、〇〇〇〇。地目はそれぞれ登記、現況とも田となっております。面積が1,062㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転します。譲受人の営農状況ですが、自作地2,052㎡、借入地、貸付地はありません。作付作物は水稻および野菜。労働力の確保としまして1名。所有している機械等は耕うん機1台。なお解除条件はありません。議案書を1枚おめくりください。番号1の調査書となっております。第2項第1号から第7号につきましては、こちらに記載させていただいておりますとおり、それぞれ該当しないと判断させていただいております。第2項第5号、下限面積についてですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、〇〇地区の下限面積10aを超えます。作付作物については、引き続き水稻を栽培するとのことです。続きまして番号2、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。申請土地の表示、1筆ございます。所在・地番、〇〇〇〇。地目はそれぞれ登記、現況とも田となっております。面積が1,389㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転します。譲受人の営農状況ですが、自作地9,622㎡、借入地、貸付地はありません。作付作物は水稻および野菜。労働力の確保としまして2名。所有している機械等は田植機1台、コンバイン1台、耕うん機1台。なお解除条件はありません。議案書を2枚おめくりください。番号2の調査書となっております。第2項第1号から第7号につきましては、こちらに記載させていただいておりますとおり、それぞれ該当しないと判断させていただ

いております。第2項第5号、下限面積についてですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、〇〇地区の下限面積10aを超えます。作付作物については、引き続き水稻を栽培することです。説明は以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【5番委員】はい、現地調査委員の報告をさせていただきます。26日、和田委員と事務局の4名で現地調査へ行ってきました。まず、3条の2件ですが〇〇を〇〇から〇〇方面へ行きますと〇〇地区の排水の処理場がございます。そのすぐ近くなんですけれども、この水路を挟んで1件目が〇〇側、2件目が〇〇側ということでございます。現地につきましては現在も耕作をしている田んぼでございます。両方とも田んぼでございました。先ほどもお話がありましたようにお互い土地の交換をしまして、若干、面積は違うわけでございますが、ほぼ似たような面積ということで、土地の交換をされてそれぞれの隣接に自分の土地があるということで、使い勝手がいいように集約をされるということで、個人的には非常にいいお話やなという風に思っております。そんなことで現地についても、これからも水稻の耕作を続けられるということでございますので、これでいいのかなという風に思います。2件目についても同じでございますので、よろしくお願い致します。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではご意見ないようですので、異議のない方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。続きまして、『議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】はい、それでは議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。番号1、申請者、貸人は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇。借人は〇〇〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、以上12筆です。地目は登記、現況ともにいずれも田です。面積はそれぞれ977㎡、1052㎡、1164㎡、1266㎡、1352㎡、1387㎡、1,564㎡、1,395㎡、885㎡、2,018㎡、1,464㎡のうち958㎡、1,354㎡のうち982㎡、合わせて15,000㎡あります。利用状況はいずれも水稻、10a当収穫高は480kg。土地利用等関係法令表示について、都市計画区域外、農業振興地域内農用地区域。転用目的は建設残土の処分場。事業又は施設の概要についても同じく建設残土の処分場です。この申請は、全部で12筆、合計

面積15,000㎡の農地に、約19,000㎡の建設残土を搬入する計画です。申請地は、豪雨による冠水の被害が度々発生しているため、水害から農地を守るために、嵩上げが必要であり、地元〇〇区の要望を受けて、〇〇が建設残土を搬入するものです。全体としては、今回の申請を含めて約40,000㎡の農地の嵩上げを計画しています。申請地は、「農用地区域内にある農地」に該当するため、一時転用の期間の上限である3年で完了する計画です。3年間のうちに発生が見込まれる土砂の量から、15,000㎡の面積を算出しています。許可要件として、「3年以内の一時的な利用」に該当するため、一時転用可能と考えます。

続きまして番号2、申請者は使用貸人、〇〇、〇〇。使用借人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番は〇〇。地目は登記、現況共に畑。面積は317㎡。利用状況は野菜、10a当収穫高は80kg。土地利用等関係法令表示について都市計画区域外農業振興地域内農用地区域外。転用目的は住宅建築、事業又は施設の概要について住宅1棟。この申請は、隣接する宅地とあわせて、住宅を建築するものです。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他2種農地に該当します。許可要件としては、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号3、申請者は譲渡人、〇〇、〇〇。〇〇、〇〇、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇。地目は登記、現況共にいずれも田。面積は992㎡、939㎡、40㎡、90㎡です。利用状況はいずれも不耕作で10a当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内用途指定なし農業振興地域内農用地区域外。転用目的は建売分譲住宅。事業又は施設の概要について建売分譲住宅8棟です。この申請は、建売分譲住宅を目的とした転用であるため、譲受人の過去の許可案件について、工事進捗状況の報告を求め、提出された報告書を確認しております。申請地は水管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域であり、〇〇、〇〇から500m以内にあることから、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号4、申請者は譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人 〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇。地目は登記、現況共に畑。面積は155㎡。利用状況は不耕作で10a当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域外農業振興地域内農用地区域都市計画区域外。転用目的は住宅建築、事業又は施設の概要について住宅1棟です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他2種農地に該当します。許可要件として、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号5、申請者は使用貸人、〇〇、〇〇。使用借人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番は〇〇。地目は登記が田、現況は畑。面

積は261㎡。利用状況は野菜で10 a 当収穫高は100kg。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内用途指定なし農業振興地域内農用地区域外。転用目的は住宅建築、事業又は施設の概要について住宅1棟です。申請地は、住宅が連たんしている区域に近接する10 ha 未満の区域で、第2種農地に該当します。許可要件として、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号6、申請者は譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番は〇〇、〇〇。地目は登記、現況ともにいずれも畑。面積は104.65㎡、105.28㎡。利用状況はいずれも野菜で、10 a 当収穫高はそれぞれ100kgです。土地利用等関係法令表示について都市計画区域外農業振興地域内農用地区域外。転用目的は住宅建築。事業又は施設の概要について住宅1棟・カーポート1棟です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他2種農地に該当します。許可要件として、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため、転用可能と考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【5番委員】それでは5条のNo.1の案件からご説明をさせていただきます。〇〇から〇〇の集落に向けてメインの市道があるんですがその一番突き当たり、集落の手前ですね、ここが申請地となっております。この計画なんですけれども、ここまでの間の全部を嵩上げをするという計画がありまして、その3工区に分かれた内の1工区目というお話です。この地域ですけれども、よく〇〇が増水しますと水につくという話が聞こえてくるかと思います。といいますのはこの河川、メインで流れております〇〇川といいますけど、この〇〇川が〇〇のバックウォータの影響を受けて水が流れない、その上、これが〇〇川、それから〇〇川、それから〇〇川、もう一つ〇〇川、この4つの河川がこの辺りで合流します、そういう形になりますとどうしてもこの辺りが水につきやすい場所ということで、前々から〇〇の区の中で、この辺りを嵩上げをせなあかんという話が出ておりました。その中で〇〇が市の工事の残土を処分するために、ここの場所を残土処分という形での嵩上げを言ってきたわけなんですけど、この全体が工区なんですけど、その1工区ということで3年間でこれだけの場所を平均1 mぐらいですかね、盛土をすると。当然こちらの方が低くてこちらの方が高いわけなんですけど、たくさん段になって田んぼがありますけど、これをいくつかの田んぼに分けて圃場整備、土地改良みたいな形で行うというような形です。この真ん中の道路につきましても嵩上げをするという計画になっているようでございます。3年後につきましてはここは田んぼに戻すという形になっている一時転用ということでございますので、一時転用としては妥当かなという風に思います。

2番目の〇〇さん、〇〇の〇〇地区です。ここが〇〇線、〇〇号との〇〇の

交差点でございます。そこから〇〇の方に向かっていきますと〇〇橋渡ったすぐのところ、〇〇の集落です。その一番初めの道をずっと上がっていった一番奥の辺りですね、ここに〇〇さんの住宅があるわけなんですけど、ここが〇〇さんのお父さんの住宅ですね、その隣に息子さんが家を建てるという形になります。一部、既に転用許可を受けている土地があるようなんですがそれを含めて住宅建築をするということになっております。周りを見てみて、ここに少し農地はあるんですけど、ここ石積みがずっと入っておりまして、隣接農地に与える影響というものは無い様に思います。転用としては妥当かなという風に思います。

3番目ですけれども、建売住宅の造成ということで、〇〇の、〇〇の〇〇の交差点から〇〇方面に行きますと〇〇を超え、〇〇さんがありますけど、このちょうど向かいぐらいにこの土地がございます。2000㎡を超える住宅地ということなんですけど、現在は耕作をしておられたような形跡があります。今年については耕作をしておられたと。計画を見ますと北側につきましてはもう既に宅地造成がされておりまして、もういくつか建物が建っております。両隣が市道と反対側には排水路が入っておりまして、南の方には農地はあるんですけど、計画を見てみますとここに擁壁を建てて、土砂がこちらに入ることではないという事でございますし、排水についても道路の排水であるとか、東側には排水路がございますので、そちらの方に放流するという計画になっておりますので、転用としては妥当かと見ております。こちらに排水路がございますので、こちらが市道です。こちらが住宅地になっておりまして、農地としてあるのはこちらだけなんですけど、ここにL型擁壁を入れるという形になってございますので、問題はないかなという風に思います。

4番目の案件、〇〇です。〇〇〇〇から〇〇橋がございます。〇〇橋からここに細い市道があるんですけど、これをずっと来たところになります。この現況は耕作放棄地です。譲渡人の方の〇〇さんという方の住宅がここにあるんですけど、その方の土地です。元々は畑をしておられたということなんですけど、現在は見てのとおり耕作放棄地ということになっております。集落の中の土地でございますし、こうやって耕作放棄地になっているのであれば住宅地にされた方がいいのではないかなと、個人的には思いました。

それから5番目の案件ですね、〇〇、ここに市道〇〇線、〇〇の土手を走っている市道でございますので、その交差点から、これは県道なんですけど、〇〇線というのがここをずっと走っております。その交差点から、堤防の交差点なので堤防からこうスロープで降りるわけなんですけど、そのちょうどスロープの下、この横にまた市道が入っているんですけど、その隣です。場所的にはさっきの堤防からのスロープがこれです。スロープを降りてくるその隣に市道があるわけなんです、その市道に隣接した農地ということで現況的には両隣がもう既に住宅地になっておりますし、元々、農地の地目は田んぼなんですけど、何年か前に造成をされて、嵩上げをされて、今現在は柿の木とか野菜が

栽培されております。ここにお父さんの土地にお嫁に行かれた娘さんご夫婦が家を建てられるという形になるらしいんですけど、この道路の反対側につきましては農地が隣にあるんですけど、擁壁と水路が入っておりまして、ここを宅地にすることについての隣接地への影響はないかなという風に思います。

6番目の〇〇の案件なんですけど、先ほどの4番目の案件がここなんですけど、もう少し〇〇の方へ行ったら、さっきのここなんですけど、ずっとこう来たところですね、ここが交差点なんですけど、ここが〇〇橋です、この場所でございます。これも名義上、お祖父さんの土地を孫が住宅を建てるという形になるようです。隣接としてはここに市道があるのと、隣接も宅地です。こちらについても、今見ていただいたように農地ではございません。ということですので、農地を宅地にすることに対して隣接地に与える影響というのはいかなと思います。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

【議長】よろしいですか、一番目の〇〇の嵩上げの案件なんですけど、それはちゃんとした土地改良の計画とかいうのがあってやるんですか。ただ、盛り上げて道より高くしてやるというのか、そういう設計とか何かは。

【事務局】よろしいですか。今のご質問なんですけど、残土を今の田んぼに持っていくわけなんですけど、盛るときに、今、数枚に田んぼが分かれているわけなんですけど、土地改良みたいな形で田んぼも、例えば一番奥側ですと、今6枚ぐらいに分かれていますけど、今回盛りまして、今度は作り勝手の良いように2枚にしてしまうというような計画でございます。田んぼの水張り面積にしましては今より大分大きくなるのではないかなと、作り勝手の良い、効率の良い農業が出来るような形で造成をしていくというような形になっております。

【議長】はい、ありがとうございます。まあ、何でこんなことを聞くかといいますと、昨日も国交省が来て話があったんですけど、今後、新幹線が出来てくるとかなり土が出てくると、そうなったときにやはりこういう事業が今後進んでくる可能性があるんで、ということで、ちょっとそういうことを聞きたかったんです。

ほかに何かございませんか。ないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして『議案第29号 小浜市農用地利用集積計画の承認について』を上程いたしますが、〇〇氏に関わる1番委員、〇〇に関わる7番委員、及び9番委員に関する申請が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第1

0条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。1番委員、7番委員、9番委員については審議前に退出をお願いいたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】議案第29号 小浜市農用地利用集積計画の承認について説明をさせていただきます。小浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく、利用権設定等促進事業について、下記のとおり、令和2年度小浜市農用地利用集積計画の案を作成し、利用権の設定を受ける者及び当該土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、又は、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得たので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき同意を求めるということとさせていただきます。皆様のお手元には別紙を準備させていただいております。一覧表と後ろに詳細な議案、あと集積、中間管理権の設定の図面を添付しております。説明は一覧表でさせていただきます。1つ目は相対の利用権設定になります。〇〇地区における集積で4筆、8,253㎡になります。期間はそれぞれ4年、3年、1年で賃借料は1反当り3,500円です。〇〇地区における集積では2筆、4,403㎡になります。期間はそれぞれ3年と5年です。〇〇地区における集積は13筆、13,847㎡になります。期間は5年です。要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項で農用地の全てを効率的に耕作すること農作業に常時従事することが定められておりますが、受け手は要件を満たしていると判断しております。

続きまして次のページをご覧ください。中間管理権の利用権設定になります。別添の緑色の位置図にありますとおり、今回〇〇の中間管理権の設定ということで、集落全体を対象とした中間管理権の設定となっております。今回、〇〇地区で話を進めてもらっておりまして、特に農業委員の岡田さんと推進委員の池田さんを中心に、地区で話を取りまとめていただき、地域全体で農地を集積・集約して、担い手に耕作をお願いする話がまとまったために今回預け入れるものです。地権者38名、266筆、200,840㎡の預け入れとなります。要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項で農用地の全てを効率的に耕作すること農作業に常時従事することが定められておりますが、中間管理機構であるふくい農林水産支援センターは要件の例外が適用されることになっております。説明は以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは〇〇にかかる7番委員関連に関して審議を行いますので、7番委員は退出をお願いいたします。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、7番委員に関する

内容について原案どおり決定させていただきます。7番委員は入室をしてください。続きまして〇〇氏に関する1番委員関連に関して審議を行いますので、1番委員は退出をお願いいたします。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、1番委員に関する内容について原案どおり決定させていただきます。1番委員は入室をしてください。続きまして9番委員関連に関して審議を行いますので、9番委員は退出をお願いいたします。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、9番委員に関する内容について原案どおり決定させていただきます。9番委員は入室をしてください。

【議長】はい、ありがとうございました。それでは残る内容に関しましてご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第29号 小浜市農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして、『議案第30号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致しますが、9番委員に関連する審議が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第10条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。9番委員については審議前に退出をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】議案第30号、小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について、説明をさせていただきます。議案書をご覧ください。説明は別紙でさせていただきます。農用地利用配分計画の一覧表、その後ろに詳細な議案を添付しております。先ほどの農地集積と同じように図面を添付させていただいております。

す。先ほど集積計画で説明を致しました〇〇区の266筆200,840㎡ですが、図面ご覧いただきますと、こちらの6名の方に配分をするということでございます。受け手は農用地の全てを効率的に耕作すること農作業に常時従事する要件を満たしておる判断が出来、問題ないかと思われま。説明は以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは9番委員関連に関して審議を行いますので9番委員は退出をお願い致します。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ないようですので、異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、9番委員に関する内容について原案どおり決定させていただきます。9番委員は入室をしてください。

【議長】はい、ありがとうございました。それでは残る内容に関しましてご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので『議案第30号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。これですべての議案を終了しました。

他にないようでしたら以上をもちまして、第8回農業委員会を終了させていただきます。

令和 年 月 日

【議長】

署名委員
